金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊:金融会社関係 (1/4) (パブリックコメントに付した案と改訂後のガイドラインの対照表)

原案(パブリックコメントに付した案)	改訂後
3-2 業務関係	
貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次によ	
り取り扱うものとする。	
3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立	
ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を	
用いることの禁止	
法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則	
して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を	
行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必	
要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為と	
は客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不	
正(違法)な程度にまで達していない行為をいう。	
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)
(6) 顧客、顧客に代わり保証債務を履行しようとする者若しくはこ	(6) 顧客、顧客に代わり保証債務を履行しようとする者若しくはこれら
れらの者以外の者であって顧客の同意を得た上で顧客に代わり債 	の者以外の者であって顧客の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁
務の弁済を行おうとする者(以下「顧客等」という。)又は顧客等	済を行おうとする者(以下「顧客等」という。)又は顧客等の代理人
の代理人が、 <u>弁済計画の策定、債務整理その他の正当な理由を示し</u>	が、 <u>債務額の検証等、債務内容の正確な把握のために</u> 貸金業者に取引
<u>た上で</u> 貸金業者に取引履歴の開示を求めた場合において、これを拒	履歴の開示を求めた場合において、これを <u>不当に</u> 拒むこと又は虚偽の
むこと又は虚偽の回答を行うこと。	回答を行うこと。
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)

原案(パブリックコメントに付した案)

改 訂 後

3-2-8 取引関係の正常化

3-2-1、3-2-2、3-2-6及び3-2-7のほか、貸金 業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の 保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適 切に行うよう促すものとする。

(1) 顧客等又は顧客等の代理人から取引履歴の開示を求められた際に、開示の求めをする者が開示を求められた取引履歴に係る顧客等本人又は本人の代理人(以下「本人等」という。)であることの確認の方法を定めるに当たっては、個人情報保護法第29条第4項及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第19条第2項の趣旨を踏まえ、十分かつ適切なものとし、本人等に過重な負担を課するものとならないこと。

例えば、以下の方法による場合には、本人等であることの確認の 方法として十分かつ適切であると考えられる。

① 顧客等自身が開示の求めをする場合であって、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に規定する本人確認の方法による場合。

(注) 3-2-8は全文改訂であることから、修正部分を示す下線は省略している。

(1) 顧客等又は顧客等の代理人から取引履歴の開示を求められた際には、個人情報保護の観点から、開示の求めをする者が開示を求められた取引履歴に係る顧客等本人又は本人の代理人(以下「本人等」という。)であることを十分かつ適切に確認し、その際、特に、以下の点に留意して、本人等に過重な負担を課するものとならないようにすること。

① 顧客等自身が開示の求めをする場合

- イ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正 な利用の防止に関する法律施行令に規定する本人確認書類(コピーを含む。)の提示を求めることは、開示の求めをする者が顧客 の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁済を行おうとする者で あって過去に当該業者と取引関係がない場合や、開示の求めに際 して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合等、本人で あることの確認を特に慎重に行わなければならない場合には適 切である。
- ロ 開示を求める者が当該業者と現在又は過去において取引関係

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊:金融会社関係 (3/4) (パブリックコメントに付した案と改訂後のガイドラインの対照表)

原案(パブリックコメントに付した案) 改 訂 後 にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報 等を用いて、顧客等にとってより負担の少ない方法により確認す ることが適切である(注)。 (注) 顧客等にとってより負担の少ない方法としては、例えば、 次に掲げる方法がある。 i) 当該業者及び当該顧客以外に知り得ない番号、契約書等 への記載事項その他の事項の申告、提示を受けることによ る確認。 ii) 顧客等以外が所持し得ない書類(契約に係る書面、受取 証書、その他の当該業者からの通知書類又はこれらの写し) の提示を受けることによる確認。 iii)署名及び捺印の契約書との照合等による確認。 ハ なお、当該業者が相手方を当該顧客等本人であることを認識し て行っている面談や電話の際に当該顧客等から開示の求めがあ った場合には、開示の求めをする者に対して改めて本人確認のた めの書類等の提示を求めることは不適切である。 ② 顧客等の代理人が開示の求めをする場合 ② 顧客等の代理人が開示の求めをする場合であって、以下イか らハに掲げる書類の全てを提示する場合。 代理人から提示される書類等(郵送及びファクシミリにより送付 イ 当該顧客等が、開示を求める取引履歴に係る顧客等本人で されるものを含む。)において、当該顧客等が開示を求める取引履 歴に係る顧客等本人であること、当該顧客等から当該代理人に委任 あることを証明する書類(注) (注) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等 がなされたこと及び開示の求めを行う者が当該代理人本人である ことを確認する必要があるが、その際、当該顧客等に係る本人確認 の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下「本人確 については、上記①の考え方に留意し、顧客等の負担に配慮するこ 認法施行規則」という。)に規定する本人確認書類(写し

を含む。)のいずれかであれば十分かつ適切である。

とが適切である。

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊:金融会社関係 (4/4) (パブリックコメントに付した案と改訂後のガイドラインの対照表)

原案(パブリックコメントに付した案)

- ロ 当該顧客等の署名及び捺印(注)により、当該顧客等と当該代理人との間の取引履歴開示請求についての委任関係が示されている書類(債務整理についての委任関係が示されていること等により取引履歴開示請求についての委任関係があることが推認し得るものを含む。)
 - (注) 捺印については、イの書類が本人確認法施行規則に規 定する本人確認書類(写しを含まない。)である場合には、 必ずしも印鑑登録された印鑑又は当該顧客等との契約書 に捺印された印鑑によりなされたものである必要はない。
- ハ 代理人の身分を証明する書類(注)
 - (注)顧客等の代理人が、弁護士、司法書士等の公的資格を有する者であって、その職能団体への登録が法律上義務付けられていることにより当該代理人についての身分の確認が確実かつ容易にできる場合においては、口の書類において、当該代理人の氏名のほか、その所属する弁護士事務所、司法書士事務所等の住所、電話番号等の連絡先が示されていれば、代理人の身分を証明するものとして十分かつ適切である。

改 訂 後

- ③ 弁護士又は司法書士が顧客等の代理人として開示の求めをする場合
 - イ 弁護士又は司法書士から、開示の求めについて顧客等から委任 を受けた旨の通知(債務整理等に係る受任の通知を含む。)を受 け、当該通知に記載された顧客等に係る本人確認のための情報が 十分であること等により開示の求めに係る委任がなされたこと を推認し得る場合には、特段の不審な点がない限り、当該顧客等 の作成に係る委任状の提示を求める必要はない。
 - □ 当該開示の求めに、代理人である弁護士又は司法書士の氏名及び所属する事務所の名称、住所、電話番号等が示されている場合には、当該代理人の所属する弁護士会又は司法書士会への照会等により確実かつ容易に確認できるので、特段の不審な点がない限り、改めて開示の求めを行う者が当該代理人本人であることを確認するための書類等の提示を求める必要はない。
 - ハ 顧客等との面談や電話の際に、当該顧客等から、取引履歴の開示の求めを代理人に委任する意思表示(債務整理等の委任に係るものを含む。)があり、弁護士又は司法書士である代理人から遅滞なく受任の通知がされた場合には、特段の不審な点がない限り、改めて顧客等に係る本人確認のための書類等や当該顧客等の作成に係る委任状の提示を求めることは不適切である。

(2) ~ (5) (略)

(2) ~ (5) (略)